

第3号議案 　　ふくい若者チャレンジクラブ規約の改正について

1 副会長の定数の変更（規約第5条第1項イ関係）

現規定では2名以内としているが、3名以内とする。

（改正理由）

会長および副会長で計4名とし、各地区から会長または副会長を選出することとするため

2 地区役員の定数の変更（規約第5条第1項ウ関係）

現規定では地区役員の定数を12名以内としているが、16名以内とする。また、各地区の役員の定数については、現行の3名以内という上限を外す。

（改正理由）

クラブ事業が拡大してきたことに伴い、事業の円滑な企画運営に必要であるため

3 役員の役割の明確化（規約第6条ウ、エ関係）

現規定では、「役員は、県が実施する事業への助言やクラブ事業の企画運営を行うことができる」と規定しているが、「役員は、クラブ事業の企画・運営・助言を行う」とする。その他、所要の改正を行う。

（改正理由）

役員のクラブ事業の企画運営への関与を明確とするため

○規約の新旧対照表

現規定	新規定
<p>(役員の定数および選任)</p> <p>第5条 若チャレクラブには、以下の役員をおく。</p> <p>ア 会長 1名</p> <p>イ 副会長 <u>2名以内</u></p> <p>ウ 地区役員 <u>12名以内</u> (福井・坂井、奥越、丹南、嶺南の4地区にそれぞれ3名以内とする。)</p> <p>2 前項の役員は、第3条第1項のメンバーの中から総会において選任する。</p> <p>(役員の役割)</p> <p>第6条 役員の役割は、次のアからエまでのおりとする。</p> <p>ア 会長は、会務を総括し、若チャレクラブを代表する。</p> <p>イ 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代行する。</p> <p>ウ <u>地区役員は、県が地域別交流会等の各地区内における事業を企画・実施する際に助言を行う。</u></p> <p>エ <u>役員は、クラブが事業を主催する場合は、その企画・運営を行うことができる。</u></p>	<p>(役員の定数および選任)</p> <p>第5条 若チャレクラブには、以下の役員をおく。</p> <p>ア 会長 1名</p> <p>イ 副会長 <u>3名以内</u></p> <p>ウ 地区役員 <u>16名以内</u> (<u>地区は、福井・坂井、奥越、丹南、嶺南の4地区とする。</u>)</p> <p>2 前項の役員は、第3条第1項のメンバーの中から総会において選任する。</p> <p>(役員の役割)</p> <p>第6条 役員の役割は、次のアからエまでのおりとする。</p> <p>ア 会長は、会務を総括し、若チャレクラブを代表する。</p> <p>イ 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代行する。</p> <p>⇒ (削除)</p> <p>ウ <u>役員は、役員会議を構成し、規約に定める事項について審議するとともに、若チャレクラブの事業の企画・運営・助言を行う。</u></p>